

現状変更行為許可の審査基準等

		許可基準		
		保存地区内で建築行為等を行うに際し、遵守すべき基準		
敷地	規模及び形状	既存の地形や建物配置を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。		
	壁面の位置	通り(注1)に面する建築の壁面の位置は、周囲の伝統的建造物と合わせる。		
建築物	構造等		足助の歴史的町並みを損なわない構造とする。	
	高さ		原則、高さは10m以下、主たる通り(注2)から2階建以下とし、周囲の伝統的建造物と調和を図る。	
	屋根	形式	原則、切妻とする。	
		勾配	4. 5から6寸勾配とし、周囲の伝統的建造物に合わせる。	
		材料	原則、棧瓦葺とする。	
		色彩	原則、無彩色とし、明度4以下とする。	
	庇(ひさし)		足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。	
	外壁		足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。	
	建具等		足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。	
	外部土間 (道路と建物の間の空地)		足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。	
	樋		原則、艶なしの黒色又は茶系色とする。ただし、銅製とする場合は、素地色とする。	
	建築設備		空調屋外機などの建築設備は原則、通りから見えない位置に設ける。やむを得ず見える位置に設ける場合は、木格子の囲いなどを設け、足助の歴史的町並みを損なわないようにする。	
屋外広告物		足助の歴史的町並みに調和した規模、材質、意匠、色彩とする。 原則、自家用の広告板とし、一階庇の上を除き設置しない。		
工作物	門、塀、垣根等	位置規模	周囲の伝統的建造物が形成する町並みの連続性、一体性を損なわないようにする。	
		構造意匠等	足助の歴史的町並みを損なわない構造、材質、意匠、色彩とする。	
	擁壁	位置規模	周囲の伝統的な石垣が形成する景観の連続性、一体性を損なわないようにする。	
		構造意匠等	足助の歴史的町並みを損なわない構造、材質、意匠、色彩等とする。	
	石造物		足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠等とする。	
自動販売機等		木格子の囲いを設ける、周辺に調和した低彩度及び低明度の塗装を施す等、足助の歴史的町並みを損なわないための措置を施す。		
駐車場、車庫(屋根付駐車場)		通りに面して駐車場、車庫を設置する場合は、上記工作物の許可基準に倣い、門、塀、扉等を設けて車両を見えにくくする。		
土地の形質の変更		現況の地形を可能な限り活かし、行為後の状態が足助の歴史的町並みを損なわないようにする。		
木竹の伐採		伐採後の状態が、足助の歴史的町並みを損なわないようにする。		
環境要素	樹木・庭園等		足助の歴史的町並みの景観を損なわないようにする。	
その他	共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>増築の場合、既存部分が伝統的建造物であれば、その特徴を踏襲する。</li> <li>建築物の一部を自動車車庫の用途に供する場合は、建築物の扱いに従う。</li> <li>この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、別途定める要領及び足助町並み景観相談会、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、豊田市教育委員会が付加した条件に従うものとする。</li> </ul>	

注1)通りとは、足助川沿いの歩道を含む全ての通りを指す。

注2)主たる通りとは、主たる玄関に面する通りとする。